

記載例(申込書)

(コメ新市場開拓等促進事業(令和8年産))

※令和7年産からの主な変更点は赤字とする。

申込書の記載例(項目1, 2)

①新市場開拓用米、加工用米および米粉用米の場合

- ・申請者の氏名、住所等を記載する。
- ・法人、集落営農の場合は代表者の記載も必要。

(様式第13)

コメ新市場開拓等促進事業 取組計画書

令和 〇 年 〇 月 〇 日 ()

農業

1. 申込者 必須

フリガナ	▲▲ ▲▲
氏名又は法人・組織名	〇〇 〇〇
フリガナ	
代表者氏名 (法人・組織のみ)	

- ・✓を入れる(取り組む品目)のは、今回交付を申請する品目。

▽ 事業で取り組む品目に✓を入れてください。

▽ 作付面積、事業取組面積は、㎡単位で、小数点以下切り捨ての数値を

▽ 作付面積については、事業への取組品目以外でも作付する(した)場

・前年とは令和 7 年、当年とは令和 8 年、翌年とは令和 9 年とする。

・前年産及び当年産作付面積は、今回交付を申し込まない品目でも、コメ新市場開拓等促進事業の対象品目を作付をする(した)場合は記入する(ポイント算定・要件確認に必要)。

・品目毎の事業取組面積は、実需者との取引契約に基づき出荷・販売する数量相当の面積を地域の合理的な単収(※)を用いて算定する。(※営農計画書の記載に当たって用いている単収と合わせる。)

・「うち、多収品種加算面積」欄と「うち、多収品種加算相当数量」欄は、実需者との取引契約に基づき設定する。

・このとき、「多収品種加算面積」は、「地域の合理的な単収を用いて算定した面積」と「実際の作付面積」のうち小さい方とする。(いずれの場合も、「多収品種の作付け + 3つの取組」を行う必要)

・また、「多収品種加算相当数量 ≥ 多収品種加算面積 × 地域の合理的な単収」という関係となるよう設定する。

チェック欄	品目	前年産 作付面積 (㎡)	当年産 作付面積 (㎡)	当年産事業取組 ※1					酒造好適米 ※2		R 9 年産事業取組		R 1 0 年産事業取組	
				面積 (㎡)	出荷・ 販売 契約数量 (kg)	うち、 多収品種 加算面積 (㎡)	うち、 多収品種 加算相当 数量 (kg)	翌年産 ブロック ローテーション 取組面積 (㎡)	面積 (㎡)	出荷・ 販売 契約数量 (kg)	面積 (㎡)	出荷・ 販売 契約数量 (kg)	面積 (㎡)	出荷・ 販売 契約数量 (kg)
✓	新市場開拓用米	4,000	25,000	20,000	10,000	10,000	5,000	5,000						
	加工用米	1,000	2,000											
✓	米粉用米	0	1,000	500	270			0						
✓	酒造好適米	3,000	5,000	3,000	1,500			0	4,000					
	計:	8,000	33,000					5,000						

・翌年産ブロックローテーション予定面積には、令和 8 年度に本事業に取り組む面積のうち、令和 9 年度にブロックローテーションに取り組む面積を記入する。

※1 ・当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。

「当年産事業取組面積」欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に3つ以上行う予定の面積(=支援対象面積)であって、

実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積を記載してください。

・「多収品種加算面積」には、多収品種加算を受ける取組面積を記載してください。なお、多収品種加算を受けるには、多収品種の導入のほか3つ以上、計4つの取組を行う必要があります。

・「翌年産ブロックローテーション取組面積」には、翌年度にブロックローテーションを予定している面積があれば記載してください。

申込書の記載例(項目1, 2)

②酒造好適米の場合

- ・申請者の氏名、住所等を記載する。
- ・法人、集落営農の場合は代表者の記載も必要。

(様式第13)

コメ新市場開拓等促進事業 取組計画書

令和 〇 年 〇 月 〇 日 ()

農業

1. 申込者 必須

フリガナ	▲▲ ▲▲
氏名又は法人・組織名	〇〇 〇〇
フリガナ	
代表者氏名 (法人・組織のみ)	
住 所	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2

2. 取組品目・面積 必須

▽ 事業で取り組む品目に✓を入れてください。

▽ 作付面積、事業取組面積は、㎡単位で、小数点以下切り捨ての数値を

▽ 作付面積については、事業への取組品目以外でも作付する(した)場

・前年とは令和 7 年、当年とは令和 8 年、翌年とは令和 9 年とする。

・前年産及び当年産作付面積は、今回交付を申し込まない品目でも、コメ新市場開拓等促進事業の対象品目を作付をする(した)場合は記入する(ポイント算定・要件確認に必要)。

・「面積」欄は、3つ以上の取組を行う「実際の作付面積」を記入する。

・「出荷・販売契約数量」欄は、実需者との取引契約を踏まえた生産数量を記入する。

※作付面積と契約数量から算出された単収が、過去の実績や近傍のほ場等と比較して明らかに低いと判断する場合には、本交付金の交付対象とならない場合がありますのでご注意ください。その際、酒造好適米は主食用米による代替が効かないことを踏まえ、凶作に備えて需要量や生産数量よりも契約数量を少なく設定する場合があることに鑑み、需要量に応じて適切な生産が行われている範囲において、これを考慮できることとします。

地域農業再生協議会においては、上記を踏まえ、交付面積が適切か確認することとします。

・R9年産およびR10年産についても、当年産と同様に計画を記入する。

酒造好適米に
✓を入れる

チェック欄		品目	前年産 作付面積 (㎡) ※事業の取組品 目以外も作付し た場合はご記入 下さい	当年産 作付面積 (㎡) ※事業の取組品 目以外も作付す る場合はご記入 下さい	当年産事業取組 ※1				R 9 年産事業取組		R 1 0 年産事業取組		
	さい				面積 (㎡)	出荷・ 販売 契約数量 (kg)	うち、 多収品種 加算面積 (㎡)	うち、 多収品種 加算相当 数量 (kg)	翌年産 ブロッ クロー テーション 取組面積 (㎡)	面積 (㎡)	出荷・ 販売 契約数量 (kg)	面積 (㎡)	出荷・ 販売 契約数量 (kg)
	✓	新市場開拓用米	4,000	25,000	20,000	10,000	10,000	5,000	5,000				
		加工用米	1,000	2,000									
	✓	米粉用米	0	1,000	500	270			0				
	✓	酒造好適米	3,000	5,000	3,000	1,500			0	4,000	2,000	2,000	1,000
計:			8,000	33,000					5,000				

※1 ・当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。

「当年産事業取組面積」欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に3つ以上行う予定の面積(=支援対象実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積)を記載してください。

・「多収品種加算面積」には、多収品種加算を受ける取組面積を記載してください。なお、多収品種加算を受け

・「翌年産ブロックローテーション取組面積」には、翌年度にブロックローテーションを予定している面積があれば記載

・翌年産ブロックローテーション予定面積には、令和 8 年度に本事業に取り組む面積のうち、令和 9 年度にブロックローテーションに取り組む面積を記入する。

申込書の記載例(項目3)

3. 実需者※との契約の有無について 必須

※ 本事業における実需者とは、加工等を行う食品製造事業者や外食・中食業者のほか、輸出を代行する輸出事業者、酒蔵や酒造組合等です。
▽ 取り組む品目毎に、(1)～(3)について該当する場合、具体的な実需者名(2)には、集出荷業者等名も併せて)を必ず記載してください。
▽ 添付書類として、集出荷業者等や実需者との販売契約書の写しや、契約を締結する計画等を提出してください。

		新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米
(1) 直接、実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、実需者名を右欄に記載	実需者名	株式会社 〇〇 全農インターナショナル	株式会社 〇〇 全農インターナショナル		
(2) 集出荷業者(JAや卸売業者)等と出荷契約を締結し、その集出荷業者等が実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、集出荷事業者名と実需者名を右欄に記載 (※1)	集出荷業者等名			J A 〇〇	
	実需者名			株式会社 〇〇	
(3) ・農業者(申込者)が直接、加工等を行っているなど、実需者の役割を兼ねている場合、加工等の取組内容を右欄に記載 ・酒蔵が自ら生産した米を加工する場合は、製品、原料米穀の使用数量、このうち自ら生産する酒造好適米の使用数量を記載	加工等の取組内容				・製品: 〇〇 日本酒・その他 () ・原料米穀の使用数量: ▲▲ kg ・このうち自ら生産する酒造好適米の使用数量: □□ kg

・取り組む品目毎に、必ず(1)、(2)又は(3)に該当している必要があるほか、必ず実需者名等を記載する。

・(1)及び(2)には、具体的な実需者名(2)には、集出荷業者等名も併せて)、(3)には、加工等の具体的な取組内容を必ず記載する。

・特に、酒造好適米で酒蔵が自ら生産した米を加工する場合には、記載様式に則り、(3)に必要事項を記載する。

・集出荷業者等や実需者との販売契約書の写しや、契約を締結する計画等について、当該申込書の提出時に添付が必要。

・実需者名が分からない場合は、集出荷業者等に確認する。

上記表で実需者名等の欄が不足するなどの場合には以下に記載してください。
その場合、品目も併せて記載してください。

・上記表で実需者名等が書ききれない場合は、残りをこちらの欄に記載する。

(※1) 集荷業者を扶む場合には、①一定のまとまりを持った場において生産されること、または、②酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っている必要があります。

申込書の記載例(項目4)

4. 実施する取組

○新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米に取り組む方は記載 選択

※ 多収品種加算を受ける場合には、以下に✓を入れ、()に品種名を記入して下さい

	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米
多収品種加算 (品 種 名) () () ()	☐	☒	☐	

※ 品目毎に3つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい

なお、多収品種加算を受ける場合には、取組番号13に✓を入れ、多収に○を付し、()に品種名を記載した上で、これ以外に3つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい (多収品種の導入+3つの取組 を選択)

番号	取組メニュー	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米	酒造好適米
1	直播栽培	☐	☐	☐	☒
2	疎植栽培	☐	☐	☐	☐
3	高密度播種育苗栽培	☐	☐	☐	☐
4	ブール育苗	☐	☒	☐	☐
5	温湯種子消毒	☐	☐	☐	☐
6	効率的な移植栽培	☐	☐	☐	☐
7	作期分散	☐	☐	☐	☐
8	土壌診断等を踏まえた施肥 土づくり	☐	☐	☐	☐
9	効率的な施肥	☐	☐	☐	☐
10	効率的な農薬処理	☐	☒	☒	☐
11	化学肥料の使用量削減	☒	☒	☐	☐
12	化学農薬の使用量削減	☐	☐	☐	☐
13	多収品種、高温耐性品種又は米粉用 米パン・麹専用品種の導入 (品 種 名) () () ()	☒ (多収・高温) ●●●	☒ (多収・高温) ○○○	☒ (多収・高温・専用) ▲▲▲	☐ (高温)
14	農業機械の共同利用	☐	☐	☐	☐
15	スマート農業機器の活用	☐	☐	☒	☐
16	ほ場由来の温室効果ガスの削減	☐	☐	☐	☐
17	ほ場への炭素貯留	☐	☐	☐	☒
18	地域特認メニュー ()	☐	☐	☐	☐
19	地域特認メニュー ()	☐	☐	☐	☐
20	地域特認メニュー ()	☐	☐	☐	☐

・取組番号13を選択する場合には、✓を入れ、()に品種名を記載した上で、当該品種が有するすべての特性に○を付してください

・多収品種加算を受ける場合には、取り組む品目毎に、✓を入れ、()に品種名を記入して下さい。

・取り組む品目毎に、確実に実施する取組メニューを3つ以上選択して✓を入れること。

・多収品種加算を受ける場合には、取組番号13に✓を入れ、多収に○を付し、()に品種名を記載した上で、これ以外に3つ以上の取組メニューに✓を入れること。
(多収品種の導入+3つの取組 を選択)

・実際に行った取組メニューが3つ以上となるよう、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際は注意すること。

(例えば、ドローンによる追加防除を実施する予定で「スマート農業機器の活用」を選択していたが、防除の必要性がなくて実施せず、結果として取組数が3つ未満となった場合は、助成要件を満たさないこととなる。)

・取組メニュー毎の取組基準については、別表参照のこと。

・都道府県農業再生協議会が地域特認メニューを設定する場合は、それを選択することも可能。

申込書の記載例(項目5)

5. 確認欄 (以下の□に✓を入れ、署名をしてください) 必須

☐ 国の他の助成事業(当年産に係る事業(水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金を除く))で支援を受けている又は受ける予定となっている取組は選択しておらず、補助金等の重複受給はありません。

☐ 本事業で支援を受けた水田の面積については、当年産の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米、米粉用米)及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分(新市場開拓用米)の対象面積から除外されることについて了承します。

☐ 取組を実施しても、採択審査の結果、助成対象とならない場合があることについて了承します。

☐ 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を事業翌年度から5年間保管し、地域農業再生協議会や地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

☐ 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

- ・本計画書に基づく内容において、虚偽の申請をしたことが判明した場合
- ・正当な理由なく、本計画書に記載した対象作物を作付けていないことが判明した場合
- ・本計画書に記載した対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結をしていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
- ・必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
- ・地域農業再生協議会等による適正な事業執行等のための調査に応じない場合

上記確認内容に同意すること、助成対象となった場合には、確実に取組を実施

するとともに、取組の結果報告を行うことを誓約します。

令和 年 月 日 氏名

・5つの確認項目をよく読んで、同意できる場合はそれぞれ✓を入れる。

・左記の誓約事項に同意できる場合は、日付を記載し、署名を行う。